

産業構造審議会製造産業分科会

化学物質政策小委員会第6回フロン類等対策WG

平成26年6月27日（金）

10:00～12:00

経済産業省本館17階 第1・第2共用会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) フロン類製造業者等に係る判断基準について
- (2) 指定製品等に係るラベリング制度の検討の進め方について
- (3) 指定製品製造業者等に係る判断基準等について
- (4) その他

3 閉 会

配 布 資 料

○議事次第・配付資料一覧

○委員名簿

○座席表

資料 1 - 1 フロン類製造業者等の判断の基準の概要及びその運用の方針について

資料 1 - 2 フロン類の使用の合理化に関するフロン類製造業者等の判断の基準
(素案)

資料 2 指定製品等に係るラベリング制度の今後の進め方について

資料 3 指定製品の判断基準に基づく表示事項について (案)

資料 4 改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の
基準について 中間とりまとめ (案)

資料 5 改正法施行に向けた今後のスケジュール

出席者

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ

飛原座長、赤穂委員、浅野委員、大石委員、大沢委員、小川委員、金丸委員、岸本委員、北村委員、木村委員、作井委員、島原委員、中村委員、茂木委員

○飛原座長　それでは、定刻になりましたので、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキング第6回会合を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、議題に入る前に、事務局より配付資料の確認と委員の出席状況についてお願いいたします。

○大木室長　それでは、資料の確認をいたします。右上の資料番号1-1、1-2、パワーポイントとワードの縦紙のもの1セットずつ、それと、資料2、資料3、資料4、最後1枚、資料5になっております。ご確認いただきまして、もし不足等ありましたら事務局のほうに適宜お知らせください。

本日の委員の出欠の状況ですけれども、宇都委員、須川委員はご欠席となっております。また、赤穂委員につきましては、30分ほどおくれて出席されると聞いております。したがって、本日、過半数の委員にご出席いただいておりますので、定足数に達しております。

また、本日は、議題の関係からウレタンフォーム工業会から大川様、日本エアゾール協会から大谷様、日本自動車工業会から小竹様にご出席をいただいております。

また、当省からは関係課室ということで、情報通信機器課から松田課長補佐、自動車課から田中課長補佐、そして化学課から岩田課長補佐、産業機械課から鹿沼課長補佐が出席しております。

以上です。

○飛原座長　ありがとうございました。

それでは、これより議事に移らせていただきますけれども、本日の議事は公開とさせていただきます。また、議事概要につきましては、前回と同様、事務局において作成して公表していただき、詳細な議事録につきましては、委員の皆様の確認を経た上で公開することといたします。

また、マスコミの方におかれましては、カメラの撮影はこれまでとさせていただきます。

さて、本日の主な議題ですが、前回、5月の会合を踏まえた「フロン類製造業者等に係る判断基準について」が1つ目、2つ目が「指定製品等に係るラベリング制度の検討に進め方について」、そして、昨年12月から議論のとりまとめとなります、「指定製品製造業者等に係る判断基準について」、以上の3つの議題について、ご議論をしていただきます。

また、改正フロン法の施行に向けた産業構造審議会単体会合としての一連の審議といた

しましては、今回が最終回となっております。

本日の議題の審議の進捗にもよりますけれども、本日の最後に少し時間を設けまして、委員の方々より今回の施行に向けた注意点であるとか、将来の課題についてなど、ご意見、あるいはコメントをいただきたいと思っておりますので、あらかじめ申し上げておきます。

それでは、まず、前回の議論を踏まえた「フロン類製造業者等に係る判断基準について」、事務局から説明をお願いいたします。

○大木室長　それでは、お手元に資料1－1、そして1－2をお願いいたします。

資料1－1について説明をいたします。フロン類製造業者等の判断の基準の概要及びその運用の方針であります。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目になります。前回、ご確認いただきましたポイントになりますけれども、判断基準の基本的な方向、具体的な内容といたしましては、まず、赤いところから、こちらは当省のほうで、指定製品の製造業者等の判断の基準に基づく製品側の、いわゆる低GWP、ノンフロン製品への転換の状況と整合性を踏まえながらフロン類の製造事業者、ガスの輸入事業者に対しまして、国内で使用されるフロン類、HFCの将来の見通しを示して公表しているということで、国全体のマクロの数字のイメージを公表させていただくという形になります。

これを受けてオレンジですけれども、事業者によるフロン類使用合理化計画を策定いただきますが、ここには赤色の国内におけるフロン類使用見通しを踏まえていただきまして、フロン類の出荷量の削減の目標を定量的なものとして盛り込んでいただく。あわせて、フロン類使用の合理化のための必要な設備整備、技術向上に関する事項、こういった定性的な内容についても記載をいただきます。

そして、主務大臣のほうでは、事業者からその報告をいただきまして、その内容について公表するという手順をとります。

そして、その評価に向けた手続、取り組みの状況についての確認ということになりますけれども、毎年事業者に対して、前年度の出荷相当量を報告いただきます。

そして、実際の評価になりますけれども、削減の目標値を置いていただいた、その翌年度には審議会にて評価をいただき、公表するということになります。

その評価のためには、事業者ごとの主要取り扱いの品目、ガス種ごとの内訳を把握する必要がございます。また、公表におきましては、公表されることによる競争上の影響に留意した、そういったものを注意しながら取り組まなければいけない。そういう仕組みが必

要だということでした。

1枚めくっていただきまして2ページ目の参考になります。これは、昨年の12月のワーキングの際に、こちらから紹介させていただいたものになりますけれども、フロン関係の事業者におかれましては、これまでみずから削減目標を設定していただいて、その実施に取り組んでいただく、そういうスキームがございました。それを実際に、下のグラフにありますように達成されていると。こういう実績があるということはお存じのとおりかと思えます。

また、1枚めくっていただきまして3ページ目になります。こちらはオゾン法による特定フロンの削減ですが、国による管理の制度の例といたしましては、このオゾン層を破壊する物質、特定フロンにつきまして、その出荷量の削減規制をしております、こちらもグラフのとおり着実に事業者の取り組みが進んでいるということでもあります。

このように事業者がみずから削減の計画を立ててしっかりと取り組んでいただく、そして国が全体の削減の量を管理し、個々の取組みを評価するようなやり方については、一定の実績を積んでいるところではございます。

次の4ページ目に移っていただければと思います。具体的にどのような制度とするかということですが、まず、国のほうで、繰り返しになりますけれども、指定製品の転換状況と整合した形で国内で使用されるフロン類の将来の見通しを定量的に公表することになります。前回確認いただいた内容になりますけれども、下のほうに3点ありますが、その対象としましては、HFC、こちらを対象を絞って策定すると。

そして、前回、一定の年度においてということをお話を進めさせていただいておりましたが、原則5年置きにこれを策定して、改定していくということ。

そして、3点目ですけれども、これはビル用のマルチなど、今後、指定製品の対象になった場合、使用量の変動という意味においては大きな影響を与えますので、その使用見通しの影響が大きいようなケースについては、速やかに必要な改定をするということになります。

続きまして、次の5ページですが、ガスメーカーの皆様方はどのぐらいの出荷量を削減すればよいのか、その具体的な見通しが必要になるわけですが、そちらについては、こういう形で定量的に求めるということになります。

指定製品のそれぞれ目標値、目標年度、カバー率という形でご紹介してきておりますけれども、こういったものを踏まえまして、機械的に計算することができるわけなのですが、

ガスメーカーさんのサイドから立ちますと、その販売、出荷先というのは大きく2つあります。1つは機器メーカーに卸されるケース、もう1つは、市中にあるストックへの追加の補充填が出荷先ということになるわけですが、①、②、③と書いてありますが、1つ目は、機器メーカー向けということで、ご案内のとおり、製品メーカーによって新規の製品、こちらのほうでは、GWPの低いもの、ノンフロンのもので順次製造されるということになりますので、それ相応の使用量の削減が見込まれるという計算ができます。

あわせて、それによって、市中のストックが順次転換されていきますので、それに見合う形で補充填の削減も見込まれる。

そして、3個目になりますけれども、中環審のほうでご議論、確認いただいた管理者側の判断基準、それによって定期点検などが実施されることにはなりますが、修理なしの再補充が基本的にできなくなるということもございますので、そういった意味でサービス用途の使用量が相当量減るといようなことになります。

その結果、フロン類の使用見通しとしましては、矢印に書いてある緑色のところになりますけれども、2020年ではCO₂で4,300万トン、2025年では3,600万という形で数字が規定できるということになります。それぞれ暫定という形で書いておりますけれども、右側のグラフ、BAUという形で点々が延びているものがありますが、これは一定の経済成長率を見込んで数字を立てております。

その結果、例えば2020年でいきますと、先ほど紹介した上のほうの①、②、③に当たるのが赤い斜線の部分、そして赤い斜線でちょっと濃くかかれた部分、そして青い斜線で削られている部分、この部分が相当量削減するという形で、実数としては下の赤と青で塗りつぶされたところ、この相当量の見通しについてガス事業者にて出荷いただくという見通し、参考の数字になるということになります。この経済成長率が暫定的なものになるということで、暫定という形で書かせていただいているものになります。

次の6ページ目、7ページ目ですけれども、こちらのほうは今紹介させていただいた計算方法の簡単な概要になりますので、割愛させていただきます。

8ページ目に飛んでいただきます。こちらでは、事業者のほうで策定いただきます使用合理化計画についてです。こちらについては、原則5年置きの国によるフロン類使用の見通しの策定、公表がなされますので、それから3ヵ月以内に各事業者のほうで削減目標や新規の冷媒の開発を含むような合理化計画を策定いただきたいということがございます。

国のほうでは、その内容につきまして報告をいただき、審議会のほうで専門家の意見を

聞きながら、当該計画の内容についての評価を行います。

その際、主務大臣のほうでは、この計画における各社の削減の目標の合計値が国が定めるところの使用合理化の見通しとの整合性をしっかり確認するという形をとるということになります。その際、必要な情報の提供ということもあると思いますし、また、場合によっては、指導、助言という形で、計画の見直しを含めたお願いをするということになります。

具体的に、その計画の記載内容でございますけれども、2015年4月の施行ということになりますので、5年後の2020年の削減目標を盛り込んだ計画を立てていただくということになります。

その削減目標というものは、繰り返しになりますけれども、国が策定する使用の見通しを目安として、参考として削減の計画を立てていただくということになります。

その場合、各社それぞれ取り扱う製品というものがございまして、それに関係する機器のほうの削減のプログラムというものが進みますので、そういったものを踏まえながら各社さんは計画をつくっていただくというイメージになります。

次のポツですけれども、前回紹介しましたように、低GWP、新冷媒を開発するというケースが考えられますので、その結果、出荷量が増加するというケースが想定されます。そういったものについては、しっかりその内容を付記していただくことを求めるということになります。

次の9ページになりますが、その計算方法、そのルールということで記載しておりますが、まず、委託につきましては、委託元が製造、輸入の数字に責任をもっていただいて、削減の計画を立てていただくということになります。

破壊、原料用途、研究用途については、それぞれそういった形で製造、または輸入することになるかと思いますが、相当分については控除する、引くという形で処理をいただくということになります。

次のポツ、再生品については、前回確認いたしました。製造量とはみなさないということになりますけれども、輸入品、再生を目的とした輸入につきましては、結果として国内で使用されるということになりますので、こちらについては輸入量という形で加算をして計算をするという形のものになります。

以上、定量的な計画とあわせまして、②、③、定性的な内容ということで、こちらのほうにも記載をいただくということになります。

続きまして、10ページは今紹介しました計算方法について簡単にまとめたものになりますので、ごらんいただければと思います。

11ページは委託の考え方ということで、カーエアコンに対する、カーメーカーに対して、今回、いろいろと取り組みをお願いしているということと同じように、委託をするケースについては委託をする元のほうが法的に義務を負っていただくということになりますので、そういった意味での整理をさせていただいているところになります。

次の12ページですけれども、こちらは努力義務規定ということで、規定をいただく内容としましては、新しいフロン類の代替物質の開発、そしてその商品化、それぞれについての安全性の評価ですとか性能評価に努めていただきます。また、関連する情報についても、収集、提供していただきたいということに記載しようと考えています。

再生技術の向上にももちろん取り組んでいただくという内容ですけれども、一番下(5)になります。こちらにつきましては、前回紹介させていただきましたNRC缶、簡易な缶で輸入をするという形式のものですけれども、紹介させていただきましたのは、表示と内容物が異なることも近年散見されるということでございますので、こちらのほうは保安法で規制を受けていることもありますので、こういった法令をしっかりと遵守していただくということを明記するというところでございます。

次の13ページですけれども、実績、評価に向けた報告ということになりますが、こちらについては、毎年度終了した後、3ヵ月以内にその内容について、出荷相当量、そして、主な製品、それぞれの内訳について報告をいただくということになります。この際も、公表することによる競争上の影響に留意しながら公表するということになりますが、基本的に進捗の状況は「見える化」ということでわかるようにするということが趣旨になります。

その具体的な内容としましては、①、②、③とありますけれども、各社前年度のフロン類の出荷相当量、各社ごとのCO₂換算での合計出荷量がわかるもの。②全社合計の前年度のフロン類の出荷相当量、これは各社の合計ということになりますので、全国の合計でのCO₂換算値ということになります。③は、各社合計の前年度のフロン類出荷相当量のうち主要品目別の内訳ということになりますので、これも同じ全国合計でのCO₂換算値がわかるものになりますが、その内訳として、主要なガス種類が内訳としてわかるものになる。これらのものが公表されるというイメージになります。

続きまして、次の14ページ、実際の評価の方法になります。こちらにつきましては、20年の削減の目標値を定めていただくということが基本になりますので、その翌年度に審議

会を開きまして、専門家の意見を聞きながら各社のフロン類使用合理化計画に基づく取り組みについての評価をしていただきます。

具体的に重要な点としましては、主務大臣のほうで策定したマクロのフロン類の使用見通しに各社のフロン類の出荷相当量の実績の合計がおさまっているかというようなところを確認させていただくというのが基本的に大きなポイントになります。

また、その数量的な評価につきましては、前回紹介させていただいた内容になるのですが、年によって大きく出荷量の変動があるということもございますので、必要に応じて目標年度だけの単年で確認するのではなくて、場合によっては複数年度、前後の年も評価しながら確認を行うということが必要かと考えております。

あわせて、代替物質の開発、新規の開発の内容があれば、その内容についても説明をいただくということが必要だと考えております。

こちらにつきましても、日本のみで公表されるということによる競争上の影響に留意して公表していくという仕組みを考えたいと思っております。

続きまして、15ページ、7. です。こちらにつきましては、判断基準の見直しという要件として、1つは、国際的な大きな規制の動向の変化ということが③に書いてありますけれども、直近北米のほうで、モントリオール議定書のほうで、HFCの国際的な削減を考えようという動きがありますが、そういったものが実際規制という形で動きますと、見直しをすることが必要になると考えております。

続きまして、8. ですけれども、勧告・命令の対象事業者ということですが、これまで機器のほうで確認いただいていた内容と同じですが、基本的には0.1%相当のものを対象にするということを進めていくわけなのですが、前回、北村委員からも要望という形でありましたけれども、先ほど紹介しましたようなNRC缶の輸入が増加しているという実態もありますので、しっかりその辺について捕捉できるようにということで、少しその閾値を下げまして、1万CO₂トンという形のを対象にしようと考えております。

次の16ページ、最後の部分になりますけれども、プレチャージ輸入品の扱いということで、こちらにつきましては、ご案内のように、国外で製造された家庭用エアコンや自動車にフロン類が充填されているというケースがございますので、こういったものにつきましては、数字の確認ができるように政府から関係する事業者のほうに定期的に情報の提供をお願いしようということで、制度を組みたいと思っております。

17ページ、最後、全体のフローということで、簡単に流れを確認させていただきますと、

上から1、こちらのほうでは、マクロのフロン類使用の見通しを国のほうで策定、公表する。これを受けて、右下のほうに行きますけれども、各事業者さんのほうで使用合理化の計画を立てていただく。それを国のほうに報告いただきますが、2015年4月に施行して3ヵ月後までに策定報告していただいて、その年の冬ぐらいのイメージで審議会で意見を聞いて、その内容についての確認をする。そしてその内容の公表をするという手続をとります。

そして、その後、毎年実績の報告をいただきまして、その内容は、先ほど紹介いたしましたように、各社のCO₂合計値、そして全国での合計値。全国合計値なのですけれども、主なガス種類の内訳がわかるようなものが公表される形で進捗が見える化されるということになります。

そして、5年後の仕上がりとして評価をするというのが一番下になりますけれども、目標年度までの取り組みの状況を報告いただきまして、同じく冬の審議会を予定しておりますが、こちらのほうで確認をいただいて、結果の公表がなされるという形によって、合理的に確実にフロン類の出荷量が削減されるというスキームにしていけると考えております。

以上でございます。

○飛原座長　ありがとうございます。ただいま事務局よりご説明いただきました件につきまして、各委員の皆様からご質問やコメントをお受けしたいと思っております。質問、ご意見がある方は例によりまして、名札を立てていただきますようお願いいたします。当方から順次指名させていただきたいと思っております。

では、浅野委員からお願いいたします。

○浅野委員　前回の議論を踏まえての整理でありますし、委員から指摘された内容についてもよく反映されていると思っておりますので、大筋この内容でよろしいかと思っております。

資料1—2が最終的に法令として定められる中身ということになりそうなのですが、それと資料1—1に書かれている細かい説明との間にはかなりの精粗があるようですが、きょうは運用も含めてこのようにやりたいということが報告されたと思っておりますので、まずはこのとおりにきちっと運用されるようお願いしたいというのが1点目。

もう一点目は、企業秘密というか営業上の問題で、公表の際の配慮ということがあるわけですが、これについては、競争上の影響に留意するという事はいたしかたないことだと思います。ただ、どこまでこれを広げるかというのはある程度考えておかないと、何でも競争上の影響になってしまうと、かなり公表の範囲が狭くなってしまうことが若干心配

になります。

というのは、P R T R法や、省エネ法、温対法での事業者の情報の公開では、どこまでを配慮してさしあげるかということに関して、かなり先例的な取り扱いがあるわけです。最初にP R T R法をつくったときに、産構審との合同の会議でも議論をして、そのときに不正競争防止法がノウハウの保護の枠づけになろうということをはっきり確認しています。これが企業の秘密として保護される基準だろうということをお願いしたわけです。そうだろうなということになりまして、大体続く法制度についてもそのようなところが基準になっています。それはどういうことかということ、要するに、きちっと秘密として管理されている情報でなければいけない。どこかで他人が調べればすぐにわかるようなことまで企業秘密であるはずがないではないかという極めてシンプルな話なのですが、不正競争防止法はもともと所管が経産省でありますので、その運用については皆さん熟知しておられると思いますけれども、そういうのがこれまでの他法令での運用であったということに留意しておかなければいけないだろうということ私の意見として述べておきたいと思います。

○飛原座長　　ありがとうございました。ある程度ご意見、ご質問がまとまった段階で事務局より回答していただきたいと思っております。

それでは、順番に行きますので、岸本委員、お願いします。

○岸本委員　　フロン類製造業者は削減目標計画というのを立てるわけですがけれども、それは当然生産量を減らすということにもなるかと思えます。GWPの低いものに転換するという手もありますけれども、生産量を減らすという方法もあります。そうすると、機器メーカーとしては、ガスの供給制限につながらないような仕組みを考えてもらわないと、それを理由に価格をつり上げるという言い方は変ですがけれども、高騰するということは消費者のためにもならないわけです。だから、供給制限にならない仕組み、それは機器側の生産計画との整合性も要ると思うのですが、そこはうまくやってもらわないと、物というのは普通、商取引上は発注すると供給義務がありますよね。それを途中でとめてしまうというのは非常に問題が出るので、そこはうまくやっていただきたいと思えます。

○飛原座長　　それでは、北村委員、お願いします。

○北村委員　　まず1つは、ページ5のフロン類使用見通しでございますけれども、これはストック分についての見通しというのがこんなにすぐ減るのかなという疑問がちょっとございます。

というのは、結局、市中のバンクというのはそう簡単に減らないわけなので、そうする

と、確かに3番の定期点検等で減る分はかなりあるとは思うのですが、2番のほうがかつてうまく減るのかなというのがちょっと疑問に思っておりますので、これは2015年にフロン類使用見通しを、正式なものが出てくるわけですが、そのときには、この辺のサービスの状況について、よく精査していただければと考えております。

それから、業者から出すデータですけれども、世界中をみても、個別の企業のデータというのが公表されているものはありません。ですから、そういう意味で、競争上の問題をよく留意することとなっておりますけれども、ここを十分に配慮していただければと考えております。あと、前回もお話ししましたけれども、独禁法上の問題もございますので、その辺も十分検討していただければと思っております。

それから、裾切り値については、おおむね妥当になってきていると思うのですが、また状況が変わった場合には、この辺もちょっと数値の見直しというのにも必要になってくるのではないかとということで、その辺もフレキシブルに対応していただければありがたいなと思っております。

以上です。

○飛原座長 ありがとうございます。続きまして、茂木委員、お願いします。

○茂木委員 本日は、よろしく願いいたします。これでやっといろいろ大事なところが固まってきたかなとほっとしております。これまでに何度もそのテーマに触れて説明はされてきたのですが、事業者の方から聞いていただきたいという声が届きましたので、そういう声のほかの方にもあるかもしれませんので、質問をさせていただきます。

きょうは大木さんからはご説明は飛ばされたのですが、7ページの参考のところです。環境影響度の目標値と目標年度のところです。その中のダストブロワーのところですが、この業界で先駆的に頑張っておられるメーカーさんにとってみると、目標年度を2019年と何でこんなに期間を置くのかということと、目標値ですが、これは本当に画期的に10まで下げていただき、今後他メーカーさんに頑張っていただきたいのですが、何でもっと低くならないのかということがご質問でした。

それと、成分のほうですけれども、CO₂とDMEと書いてあれば、私などはそれぞれ、CO₂はそのままCO₂かなと思いますが、CO₂がCO₂リッチだったりすると、非常に誤解を招くかもわからないので、成分表示のあり方はどうなるのでしょうかという質問だったかと思えます。食品表示は含有成分量が多い順に書かれていますし、それが常識的なことだと思いますが、この点もお聞きしたいということでしたの

で、この場でまた皆さんにご説明いただければ、と思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ダストブロワーのほうで先駆的に頑張っていらっしゃる事業者さんについてですが、実は、4月にご紹介したと思うのですが、「ノンフロンダストブロワーの秘密」というリーフレットも発行されていて、漫画での解説も入れながら、温暖化ってなんだろう、という事から使い方も含めて非常にわかりやすく、消費者を啓発する冊子を出されていて、それを持ってどこにでもお話を伺いますので、そういうところを教えてくださいという非常に意欲的な姿勢でいらっしゃいます。このような姿勢は私たち消費者にはとてもありがたいことですので、業界を超えて、ぜひこれを参考にされて温暖化防止に向け頑張っていることを伝えながら進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

ほかには、浅野先生がちょうどおっしゃってくださったとおりです。P R T R制度では、使用量なども公開され全部報告されて、年々そのファクトシートも厚くなってきていますが、私も活用させていただき大変助かっています。浅野先生のご発言での、公表上の範囲はどうかとおっしゃってくださったところは検討していただければと思います。

○飛原座長 ありがとうございます。それでは、このあたりで事務局より回答をお願いいたします。

○大木室長 ありがとうございます。

では、まず順番に、浅野委員からの指摘事項について、ちょっと簡単に紹介させていただきますと、ご指摘のとおり、説明させていただきました資料1-1と1-2、記載の内容が違います。今回、プレゼンのほうで説明させていただいた内容というのは、運用のやり方についても含めて説明をしたほうがわかりやすいかなということにして、告示つまり判断基準のほうで書かせていただく内容というのはそのうちの一部になりますので、内容については重複するのですが、今回、1-2のほうの資料では評価の方法といった部分については余り記載がなされておられません。

あわせて、情報の扱いについて、非常に重要な点をコメントいただきまして、ありがとうございます。この辺につきましても、我々は踏まえまして、今後運用していきたいと思っています。

岸本委員と北村委員からも同じように製造するガスの量について公表することによる影響とか削減することによる価格の影響ということがございましたが、今回、この法律に基づいて運用するに当たりまして、我々のほうとしましても、公正取引委員会ともいろいろ

と相談させていただいております。今後の運用についての注意点とか公表の扱いについて相談させていただいているところです。少し簡単に、今回いただきましたコメントの関係で紹介させていただきますと、まず、やはりこれまでこういった類いの出荷の量について、公表されているという形はとっておりませんので、今回、そういうことが結果的に競争法上の問題を惹起する可能性がこの制度によってあるのではないかと公正取引委員会のほうでは問題視するということになります。

そういった意味で、各個社ごとの生産量、また例えばそのうちのガス種が明らかになるようなケースについては、取り扱いを非常に注意していかなければいけないかもしれないということをございました。

そういった点を踏まえながら、今後運用していくということで、公表の扱いにつきましては、先ほど紹介させていただいたような内容で進めていくというのが妥当ではないかと考えております。

もちろん、個々、公開請求という場合がありますら、それは個別の案件として処理をするということになりますが、本件、制度としましては、今回お話しさせていただいたような形での運用を基本に進めていくということが妥当ではないかと考えております。

岸本委員からありました供給制限による価格の話ですけれども、その点につきましては、実際、今回、関係するガスのメーカーにおきましては、生産量の削減などの調整をしながら安定供給を図っていかなければいけないという意味において非常に難しいお願いをしているということはおよくわかっております。価格の面につきましては、将来どういう形になるかというのは、我々としてコメントするのは難しいものですが、今回、繰り返しの説明になりますが、機器の転換というのはプログラム化されていますので、それ見合いでガス会社のほうでは、生産をしていただくということで、受給のバランスについては、うまくその辺ができればというところも一応念頭に置いての制度の設計にはなっております。

あと、北村委員から意見がございましたストックがこんなに減るのかとか、公開されている例がないのでどうかということでは、裾切りの値についても、いずれにしても全てにおいていろいろと今後の進捗をみながら必要に応じて見直しをしてほしいということでありましたけれども、その辺につきましては、毎年毎年事業者から報告をいただくというスキームをとっております。そういった形で情報をしっかり収集させていただいて、必要に応じて検討できるようにと考えております。

あと最後、茂木委員からコメントがありましたダストブロワーの件ですけれども、済みません、説明上割愛しました。今回、資料4のほうで最後にまとめて説明するということもありますが、ダストブロワーにつきましては、以前のこちらの審議会で、今回の目標値、目標年度を確認いただいたところですが、ご質問は2019年、もう少し早くできないかとか、数字をもう少し下げられないかというものでした。

こちらにつきましては、今回のこの制度というのは、もちろん先駆的に取り組まれている製品をターゲットに日本に出回る商品について、低い数字に順次転換していってほしいという制度になります。したがって、特定の先行している会社だけがその製品をつくれればいいということではなくて、広くそういうものをつくられている事業者に対しても、そういった製品をつくっていただくようお願いすることになります。

この目標年度というのは、そういった意味で幾つか説明を書かせていただいておりますけれども、合理的にこの施行のタイミングからそういう製品を新しくつくってもらうときにどのくらい必要なかということについて、円滑に進めた場合、このくらい普通かかると計算するものになります。ただし、つくっていただくものは環境影響度の低いもの。そういった意味で、最も低いものをちゃんとつくっていただく、それが市場全体にしっかりとこの目標年度に入っていただくと。そのような設定になっております。そういった意味では、トップを走られている方からすると、少し遅いという話があるかと思いますが、全体の制度設計としてはそういう形になっているということをご理解いただければと思います。

あと、目標値につきましては、同じく資料4の最後のところのポンチ絵的なところで書かせていただいておりますけれども、今回、扱われている製品というのはおおむね1桁のものが多くということですが、10というのは、10を下回るということで、今後、将来的に数字の変動もありうることもありまして、10ぐらいという形で設定しております。実際は使われている製品、冷媒というのはもちろんご案内のように1桁の低い数字ということになっておりますので、その点は大きな問題はないかと考えています。

あと、もう1つ、済みません、趣旨がわからなかったのですけれども、CO₂とジメチルエーテルの部分についてのご質問というのは、どういう意味のものだったのかがよくわからなかったのですが、これは成分の表示……

○茂木委員　それでは読み上げますと、中身のガス名表示について、ノンフロンも含めて含有量の多い成分から記載されるべきだと思います。CO₂が最初に記載されていると、

CO₂リッチの不燃性のものと誤解されると思いますと書いてあります。ご心配されているので、この場でご説明いただければいいかなと思います。

○大木室長 その趣旨であればわかります。実際、缶をみますと、やはり量の多いほうが先に書かれていますので、ジメチルエーテルが先に書かれているというケースが私がみている限りではたしか多かったです。CO₂リッチというようなイメージで捉えるかどうかというところとわかりませんが、まずジメチルエーテルが書かれて、CO₂と書かれているのが、実際、私が今、仕事の関係でみている製品の缶にはそういう順番での表示が多い。もしあれでしたら、大谷さんのほうからコメントがありましたら…

○茂木委員 正確に書いていただければ、誤解を招かないかなと。ご心配されているので、そこを配慮していただければと。

○大木室長 何か大谷さんから、もし補足がありましたら。

○大谷氏 エアゾール協会でございます。今、ちょっとご質問がございましたけれども、おっしゃることはよくわかります。基本的には、例えばDME、あるいは炭酸ガスということで、消費者が安全に対して誤解しないように、これは非常に大事なことです。先ほどメーカーさんの冊子のご紹介がありましたけれども、私どものエアゾール協会として、可燃性ガスを使っているということで、もう少し消費者に安全をアピールしていくことを検討していきたいと思っております。

○飛原座長 ありがとうございます。ご質問については大体回答していただけたと思います。私から確認の質問をしたいのですが、国の定める目標値のところは、資料1—2によると、まだ黒丸になっていますが、この数値はいつ決定されて、この数値は埋められて、公表されるのでしょうか。

○大木室長 経済成長率の数字というのが大体年末のころに決まりますので、それを踏まえて数字を埋めるということを想定しています。

○飛原座長 そうすると、来年早々には数値が公表されるということでしょうか。

○大木室長 そういうイメージになるかもしれませんが、そのタイミング次第ということになります。

○飛原座長 わかりました。それから、これは補足になるかもしれませんが、公表について質問がありましたが、各製造業者の出荷量の公表、13ページをみますと、最初の丸で、各社からは使用製品ごとの出荷量を報告するというのが義務づけられております。公表については、3つ目の丸の①で、各社のお荷量については、全部をまとめたものが公

表されると書いてありまして、使用製品ごとに公表するとは書いていません。製品ごとは②、③で全社まとめて公表するとは書いてありまして、これをみますと、各社の使用製品ごとの出荷量が公表されるとは書かれていません。資料をみますと、各社の各製品の出荷量が公表される心配はないように記載されております。――よろしいでしょうか。

それでは、以上、1番目の議題について、ご議論をいただきました。それでは、ほとんど修正する必要はないと思いましたので、この案件につきましては、ご了承いただいたと判断させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、第2の議題でございます。「指定製品等に係るラベリング制度の検討の進め方について」という議題につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○大木室長　それでは、お手元に資料2をお願いいたします。ラベリング制度ですけれども、1枚めくっていただきまして、こちらにつきましては、前回ご紹介しておりますとおり――済みません、法定の表示につきましては、次の審議の項目で触れさせていただきます。まずラベリングのほうを先にお話しさせていただきます。こちらにつきましては、法定表示を補完するというポジション、位置づけのもとでこのラベリング制度を設けるということでありまして、また、その内容としましては、購入者が指定する製品の環境影響度がどのようなものがわかった上で選択できるような表示ということで、このラベリング制度を設けるということでありまして。

具体的には、補完をするという意味でご説明すれば、指定製品につきましては、前回確認の質問がございましたが、指定製品でしかなければ、法定表示は表記することができないということがございますが、こうしたJ I Sのラベルの表示でいきますと、関連するフロン類の使用製品、具体的にいいますと、指定製品であればコンデンシングユニットということになりますけれども、一般消費者が店内で目にするようなショーケースにも張れるということになります。

また、GWP値の低い新商品の差別化、購入時における差別化ももちろんですし、新ガスの開発やそれに伴う新機器の開発、そのインセンティブとなるような効果も視野に入れた多段階表示ということもできるという意味でありまして、法定表示ではできないような部分を補完すると。そういった意味で、省エネ法の前例もございまして、J I Sのほうで検討を進めていこうということでご確認をいただいたものになります。

そのラベリング表示の場所についてもご指摘もありましたけれども、基本カタログ、今

回の場合は、消費者向けに販売されるものもちろんありますが、業務用に卸されるものも多いということもありますので、基本カタログが多いということになります。最近の商流では通販ももちろんですし、ホームページ、インターネットでの販売ということもありますので、そういったものにももちろんカタログや表示がなされるということを念頭にこの制度を設けるということが妥当ではないかと考えています。

また、商品そのものによっては、製品自体にそういった表記をすべきという、ダストブロワーの関係では前回紹介させていただいておりますが、そういったものもありますので、商品選択時の実態を踏まえて、適切な場所に張っていただくというイメージになると思います。

具体的な内容として、次のページ以降になりますけれども、多段階の表示をまずお願いしたいということでもあります。

具体的に J I S でこれから検討いただくにおきまして、多段階で環境影響度を表現する。そういった制度を設ける。その設定におきましては、箱の中に書かせていただいておりますけれども、指定製品ごとの目標値に対して、製品に使用されているフロン類がどの程度の環境影響度を有するのか、容易にかつ直感的に判断できるものとする。そういう必要があるのではないかということ。また、より GWP 値が低い新商品開発の努力が評価される観点ですとかノンフロン製品が差別化されるのがわかるようなものにすることが必要ではないかということでありました。

次の 3 つ目の丸のところになりますけれども、1 つの論点ということではありますが、同じフロン類が機器によって、例えば下のような多段階表示の場合、目標値を超えているようなものを上回って、さらに環境影響の低いものになっているケースもある一方で、場合によっては目標値を超えられないようなものが出てくる可能性がありますということで、そういった論点もあったかと思えます。

また、さらにいえば、GWP 値というのは、I P C C の報告によって数字が変動するということは前回の会議でも紹介させていただいておりますので、そういったものも踏まえながら、具体的にはどの時点での GWP 値かというのももちろんわかるような形でこういった制度をつくっていかねばいけないということが配慮しなければいけないことだと思います。

その具体的なイメージは前回紹介しているところもありますけれども、エアコンなどのケースということで紹介させていただいておりますように、目標値よりも上に超えていない

もの、超えているケースについては、複数、多段階の表示を置いて、その中のどの部分にこの製品が位置づけられるかというのがわかるような形での基準の設定を設けるということが適当だと考えているところであります。

そのイメージで次のページになりますけれども、今までご審議いただいた指定製品、それぞれ目標値というのがございます。そういったものを考えますと、今回の多段階表示でいくと、どの部分が多段階の設定の可能性のあるかというところで丸をつけさせていただいております。

一番下の2つにありますように、ウレタンの関係ですとかダストブロワー、ここは100、10という数字を置いていますので、こういった部分につきましては、多段階表示という形での、真ん中の部分の必要性はないところがあるかと思えますけれども、エアコンとかコンデンシングユニットといった部分につきましては、新ガスの開発を含めて評価をするような余地があります。そういった意味で、こういった部分についての多段階表示ということをもって、商品の選択において、低GWP、ノンフロンのもものが選択される。そのような情報を提供していくということかと思えます。

先ほど茂木委員からのご指摘のありましたダストブロワーの関係につきましても、表示という形で、その製品において、10という数字に対して、使われる製品のGWP値というのがはっきりするわけですので、そういった意味で、目標値との関係においても優位性がわかるし、ほかの製品との関係における優位性もわかるということで、しっかりと取り組まれているところについては、この表示制度によってしっかりと評価されるということかと思えます。

続きまして、次の4ページ目、3. のデザインですけれども、今回、非常にポイントになりますのは、このデザインということかと思えます。こちらのほうで盛り込むべき要素としては、目標値、それに対する製品の達成、未達成の別、それと目標を満たしている場合は超過の程度、そういったものが認知的にわかりやすいようなものであるということが非常に必要だと思います。

そういった意味でデザインの検討においては、この前もお話もさせていただいておりますように、モノクロになった場合にもわかりやすいものでないといけませんし、非常に情報がたくさんだと、何がいいのかよくわかりにくいという話もちろんでありまして、シンプルなものといった意味で、いろいろと非常に注文が多いところなのではございますけれども、この辺につきましては、広くデザインの公募などを行いまして、わかりやすい表示

というものをつくっていきたいと思っております。

次の5ページですけれども、先ほどちょっと紹介しました4. 指定製品関連の表示ということで、繰り返しになりますが、コンデンシングユニットが指定製品、それに対しまして、J I Sのほうでラベリングを進めれば、実際、お店の中の店内にあるショーケースに表示をすることができるということになります。

また、参考まで、指定製品の問題で、右のほうですけれども、ダストブロワーは不燃性のものについては、今回、目標年度の対象外という形になっておりますが、この不燃性の用途については、明確にこういったものに限る形で使うということを表記していただくというような形も検討しておりますので、あわせて紹介をいたします。

次の6ページですけれども、今後の体制ということで紹介をさせていただきます。こちらにつきましては、こちらの審議会のほうで関係していただいております製品、その関係する業界団体と今話を進めておりまして、実際に担当者の名前もいただく形で、今、J I Sの原案作成委員会の構成を進めているところであります。生産をする人、そしてそれを使う使用者、もしくは消費者を同数の規模で委員構成をするということが求められておりますので、そういった形を踏まえながら、あと、中立者を含める形で今後、デザインを含めたラベリング制度のあり方について、具体的内容を決めていくということになっております。

そのスケジュールとして、最後のページになります。現在、7月に向かって、先ほど紹介しました原案作成委員会を設置し、原案の検討を進めます。規格協会のJ I S検討のプロセスにエントリーする必要がありますので、こちらのほうにエントリーをさせていただいて、詳細を詰めていって、来年の4月、本法施行となるわけなのですけれども、この次の議題にて紹介させていただきますが、強制法規上の法令の表記、表示につきましては、2015年平成27年4月の施行後、半年を置いて表示の義務化、施行という形を考えております。J I Sとしては平成27年4月に施行になるわけですけれども、早ければ法定表示が施行されて少したった秋ぐらいから実質的にJ I Sに基づく表示の利用ができるような、非常に早いスピードでお願いしているということではあるのですが、そういうイメージでJ I Sが制定、利用できるということをスケジュールの念頭に置きながら進めていきたいと考えております。

以上になります。

○飛原座長 どうもありがとうございました。ただいま事務局より説明していただいた

件につきまして、委員の皆様からご質問、あるいはコメントをいただきたいと思います。
ご意見のある方は名札を立てていただきたいと思います。

それでは、今度は逆回りで行きましょう。木村委員、お願いいたします。

○木村委員 東京都の木村です。ラベリングについては、皆さんの目的でありますので、ぜひ取り組んでいただければ助かります。

昨日ですけれども、東京都のほうでプレス発表いたしまして、冷凍冷蔵のショーケースにつきましては、中小企業の皆さんが設置する場合に補助をするということで、国のほうは既にやっておりますが、東京都も補助をするということで発表させていただいております。7月1日から受け付けを始めます。

その中で、ただ補助するだけではなくて、設置した事業者には、機器にラベルを表示していただくということで、消費者の皆さんが商品を買うときに、あわせてノンフロンショーケースだということがわかるような表示をしてもらうというように考えております。

さらに、幾つかの企業の方に聞いたら、機器が全部ノンフロンではなくても、そういうのを取り入れているお店だということで、店頭ですとか、例えばコンビニでしたら、カウンターで消費者が目につくところでノンフロン製品、地球温暖化防止に貢献していますとか、そのような表示も有効ではないかということでいただいておりますので、都の補助要綱では、補助を出す事業者は、製品と店頭、またはカウンターのところで表示をしてくださいということを条件にいたします。

どういう表示にしなければいけないというのは都のほうで決めていませんが、事業者の皆さんがどんな表示をするのか、またいろいろな表示様式が決まれば、私どももその辺に合わせて、参考にしたいと思っております。

あと、もう一点、2ページの多段階表示のフロン類以外のものところで、自然冷媒等という表現になっていまして、一方、3ページのほうはノンフロンという表現になっているのですが、これはどっちがわかりやすいかなと思っていまして、都としては、今の家庭用の冷蔵庫などでも省エネのラベリングのところではノンフロンという表示になっていきますので、ノンフロンのほうが一般的かなと思いますが、J I Sの検討のところ、その辺、ご議論いただければと思います。

以上です。

○飛原座長 ありがとうございます。それでは、岸本委員、お願いします。

○岸本委員 この表示の点なのですけれども、表示については、委員会をつくって議論

するというところで、多分きょうその結論が出る問題ではないと思うので、それで十分議論すればいいと思いますが、それに先立ってちょっと意見をいっておきます。

この多段階表示については、目標値に対して設定するということになっているのですが、けれども、目標値が製品によって全部数字が違いますので、同じ冷媒でも使う製品によって、ランク3だったり、ランク4だったりする可能性があるので、非常にわかりにくいというのが1つです。

それから、これは指定製品だけに表示することになっているのですが、例えば同じ対象商品でも、壁かけには表示してあるけれども、床置きには表示していない等、同じカタログの中でも表示するものとしらないものと出てくるので、我々としては対象商品は全部表示をすると良いと考えています。それは表示の仕方としては、例えばGWPが1,500以上は1か5かわかりませんが、1,500から700が4とか、これが3とか、ノンフロンはゼロと書くのかどうか知りませんが、そういうものにして、GWPの絶対値にして、対象製品に張るというほうがわかりやすいのではないかと。あつたりなかつたり、あるいは冷媒によってランクが変わったりというのは、消費者からすればわかりにくいということになるので、そういうことを多分この委員会で議論することになるとは思いますけれども、一応意見としていっておきます。

以上です。

○飛原座長　　続きまして大石委員。

○大石委員　　ありがとうございます。ラベリング制度は、消費者がノンフロン化の情報を目にする機会が増えますので、温暖化防止への関心が高まるという意味ではとても重要だと思っています。

お話の内容とも重なるのですが、4ページのところのラベリングのデザインの考慮のところ、この中にも書いてあるように、省エネ法のマークと混同しないようにということが重要だと思います。省エネマークは、すでに消費者の認知度がかなり高く、これを参考に選ぶ方が多いのですが、多分並べて表示されるであろうと想定しますので、こここのところ、目立つようになる反面、誤解のないようなラベルになるようにぜひ工夫していただきたいと思います。

以上です。

○飛原座長　　ありがとうございました。では、浅野委員、お願いします。

○浅野委員　　説明がなかったのですが、資料3に法定事項になることが書かれて

おりますので、こちらのほうをみていたのです。こんなものかなという感じではあるのですが、表示事項のうち、目標値と目標年度に関してはカタログ記載ということになっていて、これもスペースの関係からいえばしようがないのかなとは思ってみはしましたけれども、大体カタログを買うときに丹念にみる人はよほどマニアックな人ですから、見ないだろうなという心配があります。これはむしろ販売業者さんがぜひ店頭できちっとそういうものは表示するというのを、これはもう行政指導ベースでしょうけれども、しっかりお願いするというのをしない限り、なかなか大変だろうなと思いました。

それから、硬質ウレタンフォームについても、これもどうにもならないので、これではしようがない、本体が容器であるということなのでしょうけれども、これなどは一番のポイントはやはりいわゆる施主の方とか、その人たちがどう判断するかということなので、実際、最終ユーザーにとっては全くブラックボックスに近い世界になってしまいます。工事の現場に行って、こんなの一々みる人はいませんから、なかなかきついなと思うのですが、これはやはりよほど、表示はこれではしようがないのでしょうか、どういう方法でいわゆるお施主様がそのことについての情報を把握して、ぜひこれでやりましょうとか、これがいいねとか、あるいはでき上がったものについて、これはこういうものだからいいなというような、そこが本当は必要なのですが、指定製品表示である以上どうにもなりませんので、ここも関係業界と調整していただいて、でき上がり品についても何らかの形で表示が出るようにというようなことにしていただかないといけないかなと思います。これはちょっと難しいことかもしれません。

岸本委員がおっしゃった点にももっともな面があるのですが、法定ということになると、指定製品になってしまうので、この間、私が例外品については法律上どうにもならないのと申し上げたことがご意見に関連してひっかかってくるのですけれども、きょうの私の発言もほとんど法定事項としては手のつけようがないことを発言していることはわかっておりますが、かなりの重要な部分だと思っていますので、運用上、よろしく願いいたします。

○飛原座長　　ありがとうございました。それでは、大谷さん、お願いします。

○大谷氏　　ただいまの中で、資料3で、ちょっと追加を検討いただきたいのですが、一番下、ダストブロワーの一番右でございます。ノンフロン、ここにGWP値が1であるHFO-1234ze、これはもうほとんど燃えないとか、微燃性のガスですので、先ほどの安全性という観点からもここに追加いただきたいと思います。

○飛原座長 では、中村委員、お願いします。

○中村委員 まず、2ページ目の多段階表示の基準設定案のところ、目標年度までにこれを見直すということがあるかどうかはちょっとわからないのですが、例えば機器のトップランナーのほうであれば、毎年市場の製品がどのように普及しているか、どういうものが出ているかを調査して、段階の区切りを見直していくということを行っていると同っています。

です。ガスのほうの主要品目ごとの出荷量というのは、報告という形で押さえられると思いますけれども、製品ごとに市場にどう出回っているかを押さえていくことにより、どのように製品が普及しているのかがわかるのではないかと思います。

もう1つは、先ほどもデザインの件をおっしゃっていましたが、4ページ目になります。きょうはこれがイメージということで受けとめているのですが、例えば左上にA、B、C、D、Eというアルファベットがありますけれども、これと大きさというか、それがどう結びついているかがやはりこういうものだとちょっとわかりにくい。例えばA、B、C、D、Eなどでも、建築のほうでいうと、ヨーロッパなどでは、このA、B、C、Dをバーの長さや色、例えば赤い色であれば危険な感じがしますし、青い色であれば安全なイメージがありますし、それと長さのようなものであらわしていたり、一目みてわかるような工夫がいろいろされているところもあります。独自にデザインするというのも、公募をするというようなことも書かれていますが、今までのそういった事例もよく考えて、メリット、デメリットがやはりあるものになりますので、そこら辺も考慮して、こういったデザインを考えていただければと思います。

以上です。

○飛原座長 ありがとうございます。それでは、事務局から回答をお願いいたします。

○大木室長 ありがとうございます。まず、木村委員のご指摘に関連して、紹介いただきましたショーケース関係の補助制度が4月1日から受け付け開始ということでしたが、非常に心強く思うところがあります。そこで店頭を含めて機器のほうに表示をするという部分のデザインについて、当方ではこれから徐々に検討を進めてまいりますので、もし可能でありましたら、検討委員会のほうにオブザーバーとして入っていただければ、いろいろな形で情報交換ができるかと思いますので、連携をとってやらせていただければと思っています。また相談させていただければと思います。

あと、岸本委員からご指摘のありました、前回もご指摘をいただいているところであり

ますが、機器というよりもガスに着目した形での統一的な評価をしたほうが消費者においてはわかりやすい。同じガスでありながら、機器によってあるガスはよしとされ、ガスはダメという形の評価がなされるのは、少し混乱的な問題があるのではないかというご指摘だと思います。その辺についての検討という意味においては、省エネ法のラベルとの混同をしないようにという話もございますので、一緒にあわせて検討していかなければいけないということだと思います。

ただ、こちらについては、今回の趣旨というのが、同じ製品区分の中で環境影響度の低いものをより選択していただくということを目指しておりますので、そういった意味においては、製品の中でより低いものがどっちのものかということがまずわかるような形にさせていただいた上で、そういう混乱がないようなものをあわせて検討していただくというようなことをお願いしたいと思います。

大石委員からいただいた点、その辺については注意して、省エネ法との混乱がされないようにということで、この辺については認識して進めていきます。

あと、浅野委員からのご指摘にありましたカタログ記載ですけれども、基本的に今回の商品、多数がB to B、業務用のものになりますので、コンデンシングユニットを含めて製品がまだない段階で商品選択をするということが非常に多いと聞いております。したがって、基本カタログというところが漏れなく情報として提供できるかなと考えています。

また、販売店での取組みの話としましては、やはりこういう表示がされますと、お店の方も説明をしなければいけないとか、質問されると答えなければいけないということなので、いろいろと勉強されると聞いております。そういったところも含めて、いろいろとご指摘を踏まえて連携する機関と相談しながら進めていければと思っています。

あと、中村委員からいただいた省エネのほうとの違いという意味で、少しご指摘を踏まえてコメントさせていただきますと、今回は環境影響度の低い製品を選択していただく制度ということでもありますけれども、岸本委員の話にも関係しますが、結局はそこで充填されているガスによってGWPが決まりますので、ガスに着目して、その環境影響度をみることになるわけです。したがって、フォローする、モニタリングをするという意味においては、出荷されているガスをチェックすることで、どういう製品群にどのようなガス体が行っているかということがある程度はわかってくると思いますので、実際のマーケットの中での商品の構成ももちろんチェックしながらですけれども、多段階のどの辺の区分をとれば適切かといったところもチェックしながら考えて、必要に応じて見直しをするという

ことなのかと思っています。

あと、ご指摘いただきました表示のケースについては、いろいろな前例などを調べながら検討を進めたいと思います。ありがとうございました。

○飛原座長 どうもありがとうございました。ラベルはガス種が大半を決めてしまいましたが、よく考えると充填量にもよっているんで、非常に充填量が少ないものはラベルのポイントを上げてあげてもいいのかもしれないのですが、そういうのは評価がなかなか難しいので、ガス種による多段階評価にならざるを得ないと思います。

大体よろしいでしょうか。——どうもありがとうございました。貴重なご意見、どうもありがとうございました。本日いただきました意見は、今後の制度設計に反映させていただきたいと思います。

ラベリング制度につきましては、事務局より提案していただきました案を基本として、今後、J I Sの委員会の中で検討していただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題の3つ目でございますけれども、「指定製品製造業者等に係る判断基準について」につきまして、まず、前回の議論を踏まえた資料3の「指定製品の判断基準に基づく表示事項について」について説明していただきまして、続いて、昨年12月から議論していただいた内容のとりまとめとなります指定製品の判断基準の中間とりまとめ案について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○大木室長 お手元に資料3、資料4をお願いいたします。

まず最初、資料3、法定表示につきましてご説明をいたします。こちらにつきましては、先ほどのラベリングと関係するものになりますが、前回確認いただいた内容の確認をさせていただきますこととなります。

1ページめくっていただきまして、中身としましては、表示事項、赤いところ、書いてありますけれども、今回、低GWP、ノンフロン製品の購入を促すという観点から必要最小限の情報としまして、その製品ごとに設定されている目標値、目標年度、そしてその製品に使用されているガスの種類の内容と数量、GWP値を記載していただくということとなります。

その場合、基本カタログには記載をいただくということとなりますけれども、先ほど紹

介させていただきましたようにダストブロワーのようなものについては、カタログをみずに商品を選択するということがありますので、そういった意味では、商品ごとに特性を踏まえまして、記載を検討するという場所は、おのずと決めていかなければならないということで、物によっては製品本体などに求めるということで、法的にはそういう趣旨で必要な制度を設けるということにします。

あと、遵守事項の関係で(3)ですけれども、前回、茂木委員からご指摘のありましたHFCですとかRという形で冷媒の表記がなされるということでもあります。こちらにつきましては、原則物質がわかるという意味でHFCというものを基本書いていただきまして、慣行的に今よく使われています冷媒関係ではR表記をするということがありますので、こちらのほうは両方併記していただくという形、これによりまして、続きで書いてありますけれども、HFOなのかそうではないのかというのもわかりますし、CO₂、アンモニアといったものについては、R表示をみていただくとうわかるのですが、普通にはわかりにくいということになりますので、両方併記していただくという形で、必要な情報を提供するというようにすべきではないかと考えております。

1枚めくっていただきまして、今回、指定しています製品ごと、それぞれについてどのような表示、どこに表示をするかという内容を簡単にまとめたものが2.になります。こういった形で、各製品ごとに本体、カタログについて、こういった内容を記載していただくということになります。

ご案内のように、87条、みだり放出の関係に必要な記載を求めているところでもありますので、そこでの内容の記載を本体には引き続きしていただくということではございますけれども、カタログのほうにはGWP値が記載されますので、そういった内容とあわせて、今回指定される製品については目標値、目標年度のほうも記載していただくという形になります。

ただ、ダストブロワーにつきましては、繰り返しになりますけれども、缶自体のほうに目標値、目標年度を記載いただくということで、その製品のもつGWP値との差がわかるというようなイメージになりますので、こちらのほうには缶本体に記載していただく。また、ウレタン関係につきましても特殊性がございますので、それを踏まえた形での表記ということで、基本に缶のほうに記載をしていただくというイメージになります。

そのイメージとして、参考で、次のページ以降、製品ごとに記載していますので、簡単に紹介しますと、3ページ目のエアコンのところというと、イメージがわかりやすいかと

思います。本体の表示には必要な記載事項がこういった形で書かれまして、カタログ、下のほうに書いてありますけれども、目標値、GWP値として750以下、右のほう、使用されている冷媒、そしてGWP値がわかるということで、目標値と製品との関係がある意味でわかるという形の表記になります。

下のほう、コンデンシングユニットも同じような形で表記をしていただくという形になります。

次の4ページ、これは車の関係になりますけれども、現在、本体での表示という形で、こういう形の表記がなされています。それをカタログに同じような形で必要な記載をしていただくという形になります。

その次のページ、ウレタンフォーム、ダストブロワーにつきましては、こういった形でカタログの表記ももちろんございますけれども、必要に応じて本体のほうに必要な情報を明示的に書いていただくということかと思しますので、その辺は、法定表示ということでお願いするということになります。

以上で、まず、法定表示の関係について説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、資料4、法定表示も含めまして、各製品ごとに製造される、また輸入される事業者の判断基準ですが、これまでご審議いただいた内容を今回総括させていただくということで、表紙に中間とりまとめと書いてありますけれども、こういう形でまとめさせていただいております。

資料、順にページをめくって簡単に紹介をしていきます。時間の問題もありますので、少し簡略させていただきますけれども、記載させていただいている内容というのは、従前からご審議いただいている内容の確認でして、基本コピー、ペーストになっています。

1. 以降は考え方、2. では今回指定をするものについて、そして括弧書きは対象として除くもの。3. 以降はその仕上がりということで、目標値、目標年度、評価の方法、勧告・命令の対象範囲、そういった内容についてご審議いただいた内容の部分についての記載事項をこういった形でまとめさせていただいております。

表示については、先ほど紹介させていただいた内容になります。

それ以降、別紙1、別紙2につきましては、今、紹介させていただいた内容の少し丁寧な説明ということで、対象範囲外のものについての説明。対象製品については、目標値、目標年度の妥当性の説明を載せさせていただいております。こういった形でまとめさせていただいております。

説明は以上になります。ありがとうございます。

○飛原座長　　ありがとうございます。ただいま事務局より説明していただいた件につきまして、また各委員からご質問、あるいはコメントをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、岸本委員、お願いします。

○岸本委員　　資料4なのですけれども、質問というか意見なのですが、18ページの欄外に小さい字で文章が書いてあります。

また、一番最後の絵の中にも同じような文章が出てくるのですけれども、ここはいろいろな事務局の意図もあると思うのですが、表現と条件については、誤解を招かないようにもう少しきっちり正確に表現したほうがいいと思います。

今後、いろいろな省エネ性、CO₂の削減になるような物質というのは出てくる可能性がありますから、その開発を排除しないということが非常に重要だろうと思っています。意見としていいすけれども、やはり我々の目的は温暖化防止というのが主なので、そこに視点を当てた配慮をすべきであろうと思います。ここは工夫をお願いしたい。

○飛原座長　　ありがとうございます。木村委員、お願いします。

○木村委員　　資料4の、まず6ページのところの真ん中あたりに、IVとして、指定製品の製造業者等が取り組むべき事項についてというところで、低GWP、ノンフロン化を達成した製品については、その状態を維持するというので、これはこれで正しいことなのですが、これを受けた上で、13ページの一番下で、既にノンフロンを達成している製品として除外するものということで、家庭用冷凍冷蔵機器、自動販売機はこのとおりですよね。15ページに来て、家庭用ヒートポンプ給湯器で、これも現在、フロン類を使用した製品はない。ここまでは正しいので、指定しないのでいいのだけれども、このヒートポンプのところだけ、最後、今後、指定要件を満たした際には環境影響度を考慮して指定について検討するというのが入っているのです。さっきの家庭用冷蔵庫と自動販売機も維持すればいい、ヒートポンプも維持すればいいのだけれども、何でこのヒートポンプだけ指定を満たした際にはというのが出てくるのかなと。これは一般的な話であって、既にノンフロン製品になったものを、もし将来違うのが出てきたときにはこのようにするという事は書いておくのは正しいと思うのだけれども、何でヒートポンプのところだけに書くのかなというのがちょっと違和感があります。

○飛原座長　　ありがとうございます。浅野委員、お願いします。

○浅野委員　　今の木村委員のご発言は、この会議での議論の経過の中から出てきたことだからしょうがないのではないのでしょうか。やはりこれを書いておかないとおさまらない人がおられるので、これはもうやむを得ないということかもしれません。

それよりも、最終的にパブコメはこの資料4をもとにこれで意見をくださいということになると思うのです。そうすると、やはり経過がわからない人がこれだけ読んだ場合には、またあれやこれやといろいろ議論が出てきて、事務局はそれに対するお答えを書くのに苦労するだろうと思うのです。さりとて、資料を全部これにくっつけてパブコメをやるというのは物すごく大変なことだろうと思うのですが、エッセンスになるような部分で、どうしてこうなったのかということについて、必ず質問がありそうなことについては、今までの資料をつけるという工夫をされたらどうかなと思います。あるいは、それがどうしてもだめな場合でも、このワーキンググループの資料は全部公表されていますから、ホームページのどこを見れば、資料が掲載されているから、それを参考にしてくださいと言うことくらいは書いておかないと、多分これでまた同じような質問が出てきて、同じようなやりとりをしなければいけないように思われる。無駄を省いたほうがいいと思うので、このことは意見として申し上げておきます。

○飛原座長　　ありがとうございました。それでは、事務局より回答はありますでしょうか。

○大木室長　　ありがとうございました。岸本委員のご指摘、済みません、ありがとうございました。100以下を目標にするということで、ここの趣旨はかねがね説明させていただいていますとおり、ある程度ノンフロン化が進んでいるものが製品としてあって、そういったものの製品区分の中で、ある程度数字が低いところで目標設定ができそうなものについては基本100を設定する形で決めるもので、もちろん100以下を目標にということになりますけれども、こういった形で今後こういう数字目標を定めるときにはこのやり方で決めていきたいと思いますというところでの取り決めを前々回、確認させていただいていますので、その趣旨ということでございます。記載内容は少し修正させていただきます。もちろん、その趣旨としては、今後新しく開発されるものは排除しないようにということで、100未満であっても、2桁台で新しい冷媒ができる可能性があるということで、その余地を除くという趣旨で書いてあるところですので、ちょっとわかりやすく修正をするというようにします。

あと、木村委員のところのコメントですけれども、こちらについては、まだ現に製品化

されていないということがほかの製品と違いまして、他の製品はまだ数が少ないということもあるのですが、いずれにしても、前回説明しました一定の数字を超えた場合は、どの製品も、対象ではないものについても検討の対象になってきます。ただ、ヒートポンプについては、現に製品化されていませんので、ちょっと別の形の位置づけで記載させていただいているということになります。

あと、浅野委員からのコメント、非常に参考になります。ホームページのほう、わかるような形で情報を提供したいと思います。ありがとうございました。

○飛原座長 どうもありがとうございました。岸本委員のご質問の件は、なぜ100かという根拠がここに書いてあるわけです。本来はアンモニアなので、1桁台にすべきかもしれないけれども、1桁台にしなかった理由は、CO₂排出量が減るような省エネの機器が開発されたら、100以下であれば1桁でなくても数十でもいいという趣旨がここに込められているという説明だったと思います。

○岸本委員 いいたいことはわかっているのですけれども、この文章は誤解されやすいと思われま。

○飛原座長 文章としてはですね。では、以上の趣旨がわかるように文章を検討していただくことにいたしましょう。省エネであれば、100を超えてもいいという趣旨ではないということが分かるように。

○岸本委員 日本語の文章だけ直してもらえれば。

○飛原座長 わかりました。——よろしいでしょうか。

それでは、文言や資料の提供の仕方については、貴重なご意見をいただきましたので、修正については事務局に一任することといたしまして、この事務局提案でパブコメをかけるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。

本日の予定された議題は以上でございますけれども、本ワーキングにおける改正フロン法の施行に向けた審議事項は一応これで終了ということになります。それで、冒頭申し上げましたけれども、この機会に改正フロン法のいろいろな審議において、いろいろお考えになったこと、感じられたこと、あるいは指摘しておいたほうがいいと思われることなど、委員の皆様はおもちだろろうと思っておりますので、あと残り30分ぐらいしかございませんが、各委員からご意見、コメントをいただこうかと思っております。

順番に指名させていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。1分か2分ぐらいしかないので、なるべく簡潔にお願いしたいのですが、それでは、赤穂委員からお願いいたします。

○赤穂委員　今回の制度づくり、産構審のワーキンググループのレベルとしては本当に扱わないよとか、関係するメーカーさんとかユーザーさんとか利害関係者も多くて、よくここまでまとめられたと思うのが正直な感想です。

ただ、制度として今後運用する上で一番大切なのは、やはりユーザーへの認知だと思うのです。例えばトップランナーでいえば、省エネのトップランナーは、ユーザーの方がこれを買えば電気代が下がるという実利が感じられる制度なので運用しやすかったと思いますが、フロン類に関しては、直接の実利というのはないわけですね。大きな意味でいえば、もちろん地球全体で大きな実利はあるのですが、なかなかその利益を直接感じられないという難しい制度だと思っています。だからこそ、しっかりと削減がなぜ必要かという制度そのものの意義ということを理解してもらうことが大切だと思っています。

その上で、政府の皆さんにはもちろんその努力をしていただくことは当然として、関係する事業者の皆さんにもそういう取り組みをしていただければと思いますし、私自身もメディアにかかわる人間の1人として、この制度を正しく報道するように努めることで、制度がうまく回るように取り組んでいきたいと思っています。

あと、この制度は、日本の製造業にとっても国際競争力の強化という観点で生かしていくべきものであろうと思っています。そのためにも、日本が常に半歩でも、一歩でも世界より先へ進むことが必要で、それを制度が後押しするという仕組みが必要だと思っています。

そういう意味で、今後、モントリオール議定書であるとか、世界の各国の規制の動向、また、新しいガス種など、画期的な製品の開発動向と、そういうことを踏まえて、一応制度の見直し期間というのは決まっていますけれども、大きく改定すべきであろうと思うことがあれば、そのタイミングを逸することなく、早く改定作業に入っていただければと思っています。

以上です。

○飛原座長　ありがとうございました。それでは、浅野委員、お願いします。

○浅野委員　これまで検討してきたのは、フロン法改正の半分の部分なのです。もう1つは回収のほうがあって、そちらも重要なのですが、しかし、先々のことまで考えていっ

たときに、このワーキングで議論したことが大変大きくきいてくるだろうと思いますから、意義が十分あると思いますし、見通しの数字までもう上がっていますので、これはかなり大きな顔をして地球温暖化防止のために貢献できるということを外部にいえるだろうなという気がします。

赤穂さんもおっしゃいましたけれども、低炭素社会行動計画の考え方もこれがうまくはまるわけですから、これで我が国の製品輸出がますます伸びて、地球全体に対しても貢献できた、とこの国がいえるようになればいいことだと思いますから、大いに遠慮しないでPRをすべきだと思います。

○飛原座長　それでは、大石委員、お願いします。

○大石委員　ありがとうございます。おおむねこの会議、とてもいい方向で進んだと思います。けれども、1つ残念なのは、やはりこの制度を、BtoBであれBtoCであれ、消費者がきちんと理解するためには、製品を販売する事業者の役割が重要だと思いますので、法律の中で、しっかり役割を押しやるべきだったのではないかと反省しています。と同時に、やはり消費者の側の理解も必要なので、消費者教育ではないですけども、消費側が地道にそういう情報をちゃんと理解して選んでいけるような、受け手側の教育などもやはり必要ではないかと思っております。

以上です。

○飛原座長　ありがとうございました。それでは、大沢委員、お願いします。

○大沢委員　設備業者という立場からいいますと、お客様の、ユーザー様の商品選定の一翼を担うという立場にありますので、そういった意味では、今回の議論の中でこういった商品をお客様に勧めていくのか、そういった重要な役割を我々も担っているのかなと思っています。

ユーザーさんにいかに周知をしていくか。先ほど話がありましたけれども、やはりこれが非常に重要だと思います。今回の表示の中でもGWP値というのが出てきましたけれども、こういった意味があるのか、これからまず説明していかなければならない。そういった意味では、表示だけしても、表示された意味がよくわからなければ、何の意味もないと思っていますので、そういったところで我々が皆さんに周知をしていく努力もしていかなければいけないのかなとは感じております。

皆さんも一緒になって、周知をぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○飛原座長 ありがとうございます。では、小川委員、お願いします。

○小川委員 冷媒ガスの種類が少なく、基準を決めると、自動的に選択するガスが決まってしまう状況だったと思います。低GWP値の冷媒ガスはどこの企業でもつくれるわけではないため、利害関係を考え競争原理が成り立つように基準や制度等をまとめていくことは大変な作業だったと思います。しかし、皆さんが納得できるところに落ちついたのではないかと考えております。

また、いろいろな委員からコメントが出ておりましたけれども、やはりユーザーがいろいろな表示をみて商品の選択の判断をしていくわけですから、意識を高めるということが大切だと感じております。教育現場におりましても、将来を担う学生のフロンに対する関心は低いので、いろいろなところで意識を高めていく必要があると思われました。

○飛原座長 ありがとうございます。では、金丸委員、お願いします。

○金丸委員 いろいろありがとうございます。今、大石委員がいわれたように、私も小売業として、お客様に一番近いところにいる事業でございますので、ぜひお客様にとってもわかりやすい、また私たちが一緒に取り組んでいるノンフロン化、フロン類の削減についての周知ができるような機会を提供できればいいと思っております。

使用者側としての立場でいいますと、今回、目標年度、あるいは目標値というものが出ましたので、これから私どもが使用している機器の切りかえ等、いろいろ各社検討して入ると思っておりますけれども、その中でやはり安全性とかGWP値などによる効果の高いもの、あるいは事業者にとっては経済性もいろいろ判断していかなければなりません。現状の内容については、今回、しっかり資料に掲載もされていますので、分かりますが、今後の、先ほど出ておりました技術開発による機器、あるいは冷媒そのものの開発といったところを私たちがその都度判断するとき、個々のメーカーや個々の業界からのばらばらの情報ではなく、できるだけ、今、何を選択すべきなのかといった判断ができるような情報提供をお願いしたいと思います。今回であれば、表で、こういう機種にはこういう冷媒があって、こういう転換できるというところが結構わかりやすかったのですが、通常はなかなかまとまった情報ではなく取引先からの情報というような形になるかと思っておりますので、ぜひそういった情報共有できるような仕組みが今後できると、スピードを上げて進んでいくのではないかと思います。現状よりもさらに進んだ機器や冷媒が、日本の技術の中でどんどん進んでいこうという期待も込めて思っております。ありがとうございます。

○飛原座長 ありがとうございます。では、岸本委員、お願いします。

○岸本委員　　今までのことと重複する意見は省きます。まず、事務局の方なのですけれども、昼夜問わず仕事をしていただいて、夜中にメールが飛び交っていたりしていましたが、立場の違う人、団体の利害は当然ありますので、その辺はよくまとめてくれたと思います。環境省とも非常にハードネゴをしてもらったと思うのですけれども、よくここまでまとめられたなと思います。

これは今後の提案なのですけれども、今回、フロン法ということで、フロンをどう削減していくかということに焦点が当たっています。ただ、我々の目的は、温暖化防止というのが大義としてあるわけです。フロンについては、今、フロンのGWP値の小さいもの、あるいはノンフロン化を目指そうということで、この議論は進んでいるのですけれども、今後、例えば省エネ法、フロン法、温暖化防止法等、いろいろな指標があるのですが、全部を包括した1つの評価指標を何かの場につくる、あるいは検討することをやるべきではないかと思います。

ノンフロン化というのは、必ずしもノンフロンが、例えばCO₂排出量が減るということではありませんので、自然冷媒派はノンフロンにすればそれで満足かもしれませんけれども、やはり全体的な温暖化という視点から省エネ法、エネルギーの観点も含めた指標をぜひ今後の検討課題としてやってもらうといいのではないかと。そういう提案です。

以上です。

○飛原座長　　どうもありがとうございました。では、北村委員、お願いします。

○北村委員　　いろいろまとめていただきまして、事務局、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

ガスメーカーの立場から申しますと、北米提案がいずれは通るだろうという見通しになっていると思うので、そういった意味では、これからいろいろなデータをコレクションしていくわけなのですけれども、それがそのままモントリオール議定書によるHFCの規制とうまく整合性がとれて、データが移行できるようなことを考えていただければと思っています。

また、今回の改正フロン法、いろいろ欠陥がある法律で、オゾン層保護法のようなきちっとした規制ができないとお聞きしております。これは5年後、また見直しがあるわけですが、そのときはもう北米提案が通っていて必要ないかもしれませんが、もし北米提案が通っていなかったときは、もっときちっとした規制ができるような法改正を目指していただければありがたいと思っています。ありがとうございました。

○飛原座長 ありがとうございます。では、木村委員、お願いします。

○木村委員 これまで国のほうで取り組んでいただきたいことを中心にお話ししてきましたけれども、この改正フロン法を施行するに当たりましては、都道府県レベルで取り組むべき事項が非常に多いかなと思っております。

具体的には、個々の製品の使用者ですとか管理者、あるいは充填回収業者の指導も都道府県業務でありますし、消費者ですとか工事の施主に対して選択を促していくこと、これでも都道府県でやれることはいろいろあるかなと思いますので、知恵を出していきたいと思っております。その際、関係業界の皆さんともまた情報交換をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○飛原座長 ありがとうございます。では、作井委員、お願いします。

○作井委員 どうも事務局の皆様、本当にご苦労さまでした。ここ何年も検討課題でございました使用機器からの冷媒漏えいということの対策としての管理者の判断基準などが設定され、とてもいいことだと思っております。

今、木村委員からお話があったように、都道府県の役割というのは非常に大きくなると思っております。例えばある一定レベル以上の機器の定期点検が義務化されることは重要です。これは2年前に行った調査で、定期点検をしている機器と定期点検をしていない機器とでは冷媒漏えい率に大きな差が出たという事実でございますので、これはぜひ実現されるように指導をしていただきたい。あとは、機器の冷媒充填記録である、ログブックを書いってもらうこと、決められた充填の基準、これらをどうやって守っていただくかということにかかっているかと思っております。

6年前に導入された行程管理制度でございますが、よく業者さんから聞くのは、せっかく書いても全然みてもらっていない。例えばE票、引き取り証明書がございますが、法律では、あれはただ保管して管理しているだけなので、誰もみに来ないというような声も聞きます。交通違反というのは、警察がいて違反したら捕まるので、違反をしなくなる。この法律には罰則規定があるので、違反行為に対しては、時には何らかの行使をしないといけないかなと思っております。

せっかくいいしくみをつくったので、これからぜひ実行、そして普及啓発活動も大事でございますので、車の両輪としてやっていただきたい。ここにいる皆様、委員の方々もご協力いただけるものと思っております。

もう1つは、今回の法律とはちょっとずれるかもしれないのですが、この法律改正の内

容がいろいろなところで話題になりますと、地球温暖化対策に関しては自然冷媒を入れ替える事が必要という騙りで、現在のフロン機器に自然冷媒を入れかえる業者がいます。これは機器の銘板に書いてある指定冷媒以外のものに入れ替えること自体が故障や不良の原因になる事であり、ましてや、プロパン系のものに入れるとなると故障以上に非常に危険です。今後このようなビジネスされる方がこの法律の施行と一緒に増えてくる可能性もありますので、この辺は何らかの対策が必要です。今回のWGでも冷媒が漏れている話題をしているわけなので、可燃性であるプロパン類を入れて漏れないわけではないのです。その漏れた可燃性冷媒に火がついたらということも考えるととても恐ろしいことです。プロパンなど可燃性冷媒として設計していない機器にはプロパン等を入れるべきではないということは十分ご認識いただきたい。今後、指定冷媒以外の入れ替えは安全・性能面から好ましくないという観点から何らかの規制がされることを期待します。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○飛原座長 ありがとうございました。それでは、島原委員、お願いします。

○島原委員 済みません、いつも私はこの会議の席では発言を慎んでいるように静かにしていることが多いのですが、事前の打ち合わせのときはかなりいろいろ好きなことを申し上げておまして、ジキルとハイドみたいな感じで大変申しわけなかったなと思っておりますけれども、いろいろとご意見をさせていただいてありがとうございました。

中小のスーパーマーケットの現状というのは非常に厳しいものがございまして、目先の利益がなかなか追えない中で、環境に対する取り組みはちょっとおくれぎみかなというところが現状でございます。当然、トップランナーの大手様に比べると、3周おくれの中小スーパーでございますので、その辺はご容赦いただきたいと思うのですが、今回のフロンに対する新しいいろいろな取り組みを今後、中小のスーパーマーケットユーザーに理解を深めていただいて、逆に取り組みのほうを促進していくように協会のほうとしても告知をしていきたいと考えております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○飛原座長 よろしくお願いいたします。それでは、中村委員、お願いします。

○中村委員 検討する対象製品が多い中で、短い時間にかなり濃密な議論をされて、ここまでまとめられまして、とてもいい案ができ上がったのではないかと思います。

今、ご意見されていた中にもありましたけれども、やはり購入される消費者の方、使われる消費者の方がキーになってくると思います。きょう、ラベリングの話もありましたが、

あれは補完ということでしたが、ラベリングを実効性のあるものにしていくためにも、できるだけ小売事業者の方々を巻き込んだ形で、いかにそういう方々に情報提供をしていくかというのが重要になってくると思います。

もう1つは、先ほど少し申し上げましたけれども、市場の動向を知るといいますか、ちょっと課題はあると思いますが、データベース化していくようなこともあり得ると思います。そういった情報を小売事業者の方々に提供して、それを消費者の方に今市場ではこういう製品が多くて、こういうものの購入を勧めていますというように周知することもできますので、そういったこともひとつ検討していくべきではないかと思いました。

以上です。

○飛原座長 ありがとうございます。茂木委員、お願いします。

○茂木委員 皆さん、それぞれの立場から必要な、大事なことをいっていただきましたので、私のほうは余り重ならないように申し上げたいと思いますが、一番最後なので、とても気が楽です。ちょっとオーバーしたら大変申しわけございません。

正直申し上げますと、目的が大変重くて、大きなテーマでしたので、非常に興味があるところで、消費者運動の中では常に取り組んできたことなのですけれども、正直申し上げますと、この場はいろいろな意味で、いろいろなテーマのそれぞれの場のところで、非常に難しい、重たいものを感じました。

先ほども遠慮されて、ご発言は控えられたとおっしゃっておられましたけれども、公の場とはいえ、せつかくこういう大事な場ですので、飛原先生もいつも促していただきましたように、ここは決める場ではなくて議論する場だから、とりあえず意見交換をいっぱいしましょうと行ってくださったので、そういう方向でどんどん意見交換がもっとできればよかったなというのが感想です。

私たちのところに、例えば、経産省のある部局の方が意見を伺いたいということでおいでになったりすることもあるのですけれども、関連したことで、あの問題はと質問しますと、いや、担当が違いますので、いや、それはちょっと私どもではございませんとなってしまうと、私たち暮らし全体からの疑問、質問ですので、そうなる、なかなか解決しないし、そのような質問については、別途問い合わせしてお答えしようということがなかなかなかったりするので、そういうところがないような横串を刺した連携ある各省庁であつたらいいなと思いつつ出させていただきました。

それと、ラベリングのほうでは今回申し上げませんでしたけれども、量販店に直接伺い

ますと、消費者が選ぶ際の目安として、大きく6つの特徴がわかりやすく書かれていました。ヤマダ電機でしたが、その一番最初にR32が書いてあるのです。そこで、R32について、これは何ですかと聞かれる方はいますかと聞くと滅多にないですねといわれるのです。ですので、今回、資料1-1の17ページの10のところをつくってくださった仕組みでは、製造業者などのところでのいろいろな仕組みがしっかりでき上がったので、本当によかったと思います。あらゆるステークホルダーですか、消費者も入り、この機会に理解・関心が深まる場づくりを、と思います。また、私たちのところからも伝えていきたいと思っています。

そして、作井さんがちょうど最後にいってくださったので、よかったのですが、漏えいの問題については、私たちのもとでもショックだったということはたびたび申し上げてきたのですが、漏えい、回収についても、心配な点を指摘してくださいましたので、市中のストックは余りにも多いし、種類もさまざまなので手をつけられないということは前回までのところで伺っていますが、今後、そういうところも何とか手当てしながら、温暖化防止に、より拍車がかかって進みますように願っています。

この仕組みのところも原則5年ごと、になっていますけれども、予定よりも早く見直しが進み、想定よりもずっと早くに着地できることを願っております。

いつも長々と、私からは何でも自由に意見を述べさせていただきまして、ありがとうございました。

○飛原座長　ありがとうございました。それでは、きょう出席いただいている工業会からもコメントをいただきたいと思います。

それでは、小竹様、お願いします。

○小竹氏　委員の皆様、それから事務局の皆様、おとりまとめいただきまして、まことにありがとうございました。

自動車業界としても、今回の目標値とか目標年度は非常に適正なものと考えております。自動車業界としても、その目標値に向けて、できるだけ早く新しい冷媒に切りかえていきたいと考えておりますので、引き続きご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、表示に関しましても、委員の皆様からいろいろご意見がありましたけれども、わかりやすい表示ということで、我々もそういったものを目指して工夫していきたいと思っていますので、こちらも引き続きよろしくお願ひします。

以上です。

○飛原座長　　ありがとうございました。それでは、大谷様、お願いします。

○大谷氏　　長い間にわたりまして、ご苦労さまでございました。私どもエアゾール協会は、実はダストブロワーの販売会社が私どもの会員にはおりませんので、我々が充填ローダーということで、ここに参加させていただいて、充填ローダーが集めておりますHFC等の使用量を報告させていただいております。

そういう中で、エアゾール協会は、自主基準としまして、見える化の表示をご協力させていただきました。この後、またJISの委員にも参加させていただきます。

それから、ちょっと気になるところは、先ほど安全性の問題がございましたけれども、HFCがノンフロンに変わった場合に、やはり可燃性ガスに移行した場合、事故がふえることがやはり懸念されますので、ここら辺はエアゾール協会がどこまで広報するかわかりませんが、できる範囲で安全性については正しい使い方を含めて広報していきたいと思っております。

○飛原座長　　ありがとうございました。それでは、ウレタンフォーム工業会の大川様、お願いします。

○大川氏　　ウレタンフォーム工業会の大川でございます。私、昨日就任したばかりで、前任者がずっと出ていたかと思えます。

ウレタンフォーム工業会では、HFCにかわる低GWPの発泡ガスとして、HFOに期待しているところでございます。現在、JIS化を進めております。JIS化にはまだ時間がかかりますので、このHFOの品質に関する工業会規格というものをまとめ上げまして、来月早々には工業会として、HFOの品質基準を公表する段取りまでやってきました。これによって、ウレタンの製造メーカーが新しいHFOの商品の製造供給開始がされるものと期待しているところでございます。

それによって、HFCからHFOへの転換、それから省エネ基準適合義務化の中で断熱材をどう選択するのかというところも、今後ノンフロン断熱材というものの選択肢も広がってくるものというところも期待しております。

あと、きょうのお話の中で、浅野先生のお話もありましたけれども、末端の消費者にノンフロン断熱材をわからせるというのはかなりハードな面があると思います。フロンを使っているのはマンションがほとんどでございます。戸建て住宅はほとんどノンフロンになっておりますので、マンションというところに限っていくと、やはり選択権は設計士であり、ディベロッパーさんであり、ゼネコンさんにあるというところがございますので、品

確法による性能表示制度の省エネ等級の等級3、等級4という説明はされても、断熱材が何を使っていますということは多分宅建主任者さんも説明されないと思っております。

省エネマークは建具には表示されていますけれども、壁には表示されていないので、消費者の皆さんに断熱材をわかりやすく表示するというのはなかなか難しいところがございます。B to Bの中で新しい発泡剤をどんどんディベロッパーさん、設計士さんに採用していただく動きを我々業界としては進めていきたい。それによって、フロンの比率を低くするという事で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○飛原座長　　どうもありがとうございました。

最後に私がちょっとコメントするようになされたのですけれども、ほとんど皆さんのご意見のとおりでございます、さまざまな利害関係者が多くある議題につきまして、今回幸いにも全てパブコメに出すことができるほどにまとめることができましたのは、委員の皆様のご協力と事務局の皆様のご努力、そして、工業界、産業界のご協力によるものだと思っております、大変感謝をいたしております。

それから、今回の指定機器の目標値や目標期間につきましては、各分野のいろいろな方々からのご意見を伺いまして、甘いのではないかと、遅過ぎるのではないかと、さまざまな意見をたくさん伺いました。

これにつきましては、国際的な動向も勘案しながら決まったことでありまして、きょうの議論の中でも出てきましたけれども、モントリオール議定書の北米提案が通りますと、非常に厳しい削減計画を求められるわけでございます。そのときに、どこを基準にとるかというのが常に問題になりまして、温暖化の京都議定書のように、あらかじめ温室効果ガス削減を早目にしておいた日本は、そういう面で行きますと、随分割を食ってしまったというようなことがありまして、このフロン類につきましても、余り早期に削減してしまうと、後で大変なことになるのではないかとといったような心配をいろいろな方面から聞いたりと、国際的な動向をみながら適正な手順で削減していくというのが最も日本らしくていいのではないかとというような感想を私自身はもっております。

だからといって、緩くしていいというわけではありまして、今回出された基準というのは、最低限の基準だと私自身は思っておりますので、今後は、日本の産業界の力でこれを加速して実現していただきたいと思っております。それは国際的にもどんどん加速するような動きがあるかもしれません。新しい冷媒が出てくるとか新しい技術を開発するといったようなこともあると思っておりますので、この基準が前倒しに実現していくように各方面の

産業界の方々にはぜひとも努力していただければと思っております。

以上が私からの感想であります。

それでは、本日、各委員の皆様、あるいは関係業界の皆様から貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今後の施行の手続の中で反映できるものについてはしていただくように、あるいは残課題として残っているものにつきましては来年度以降の、今後のワーキングがあればそこで検討していただくというようなことになろうかと思いません。

では、最後に、事務局を代表いたしまして、経済産業省の谷審議官より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○谷審議官 皆様、本当にどうもありがとうございました。本ワーキンググループは昨年12月、まさに冬から春、そして夏を迎えまして、今日まで約半年の間、6回にわたって開催させていただきましたが、各委員の先生方におかれましては、非常にご多忙なところ、ご出席いただきまして、非常に貴重な意見をいただきましたことを心から感謝申させていただきます。

また、座長の飛原先生には、毎回司会進行の役割を担っていただきましたことを深く感謝させていただければと思っております。

本ワーキンググループでご議論いただきました趣旨のポイントに関しましては、改正フロン法の根幹となる非常に重要な点でございまして、このような点を今回の審議では短期間に技術的な内容も多く、非常に多岐にわたって盛りだくさんの対象結果でございましたが、皆様から時には安全性、経済性、省エネ、ユーザーの実態などを踏まえた現実的な視点もいただきましたし、また既存の考え方の枠を超えた観点からも忌憚のない意見をいただき、非常にバランスのとれた議論になったものと考えております。

今回、ご議論いただいた内容を踏まえまして、来年4月の施行に向けまして、私ども事務局においても政省令の作業を進めさせていただければと思っております。

今回、非常に熱心に傍聴席の方にも多数の方、毎回出席いただきまして、非常に蒸し暑い会議室で、狭いところで申しわけありませんでした。私ども事務局のほうも毎回ワーキンググループが来る前になると、事務局の職員の顔色が悪くなって、しかし、そのような中でも救急車で運ばれるような人間が出なかったことを皆様方のご支援のたまものと非常に感謝しております。

また、今後、各指定製品の評価プロセス、指定製品の追加検討などにおきましても、今

後産構審を開催する必要があるかと存じますので、その際には引き続き委員の皆様方よりご意見を賜りたく存じております。

本日をもって本ワーキンググループ、改正フロン法の施行に向けた一連の審議を終えるわけですが、サッカーワールドカップは非常に残念な結果になってしまいました。このフロンの世界では世界最高水準を目指して頑張るように我々一同、全力を尽くしてまいりたいと思います。将来的にビックマウスといわれないように、引き続き皆様方から温かいご指南いただけましたら幸いと思っております。どうもありがとうございました（拍手）。

○飛原座長　どうもありがとうございました。

それでは、最後に、今後のスケジュールについて簡単にご紹介いたします。資料5をごらんください。

今後のスケジュールですけれども、資料5に記載されておりますとおり、本日までの議論の結果につきまして、今後パブリックコメントを行いまして、それからWTO協定に基づくTBT通報を行います。その結果などにつきましては、8月に予定されております中環審との合同会議において、報告をさせていただく予定にしております。

8月末の合同会合についての正式なご案内につきましては、改めて事前にご連絡させていただく予定にしております。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

ということで、本日の第6回の会合はこれにて終了したいと思います。昨年12月より、本日までどうも長い間、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

——了——